

# 大規模氾濫減災協議会について

# 設立の背景・必要性

## 【国土交通省の取組】

## 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

### 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

#### <危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

#### <被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

法裏被災  
天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



#### <洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

#### <住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
  - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

# 設立の背景・必要性

## 【水防法等の改正】

### 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

- （大規模氾濫減災協議会）
- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 2| 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一| 国土交通大臣
- 二| 当該河川の存する都道府県の知事
- 三| 当該河川の存する市町村の長
- 四| 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五| 当該河川の河川管理者
- 六| 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖繩気象台長又は地方気象台長
- 七| 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3| 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4| 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
- （都道府県大規模氾濫減災協議会）
- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 2| 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一| 当該都道府県知事
- 二| 当該河川の存する市町村の長
- 三| 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四| 当該河川の河川管理者
- 五| 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖繩気象台長又は地方気象台長
- 六| 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3| 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

# 県内の枠組み（平成29年時点）

## ✓ 対象河川

- 洪水予報河川及び水位周知河川（国：3河川、県：20河川）
- 河川整備計画を策定（作業中・予定を含む）している水系\*（県：21水系（うち上記河川を含まない水系：2水系））

## ✓ 設置の考え方

- 一級水系流域市町村は既設置協議会（紀の川及び熊野川）を拡大
- その他河川については有田・日高・西牟婁・東牟婁振興局建設部単位で設置

## ✓ 構成員

- 委員、幹事及び事務局

協議会	構成員	紀の川、熊野川	有田、日高、西牟婁、東牟婁
委員	国土交通大臣	各河川国道事務所長	-
	和歌山県知事	県土整備部長	各振興局建設部長・地域振興部長
	関係市町村長	関係市町村長	関係市町村長
	地方気象台長	地方気象台長	地方気象台長
おサハ-	近畿地方整備局	-	地域河川課長
幹事	国土交通大臣	各河川国道事務所副所長	-
	和歌山県知事	防災企画課長、河川課長 各振興局建設部長・地域振興部長（追加）	各振興局建設部副部長・地域振興部副部長
	関係市町村長	防災担当課長等	防災担当課長等
	地方気象台長	防災管理官	防災管理官
事務局		各河川国道事務所河川管理課・調査課	各振興局建設部

# 県内の枠組み（平成29年時点）

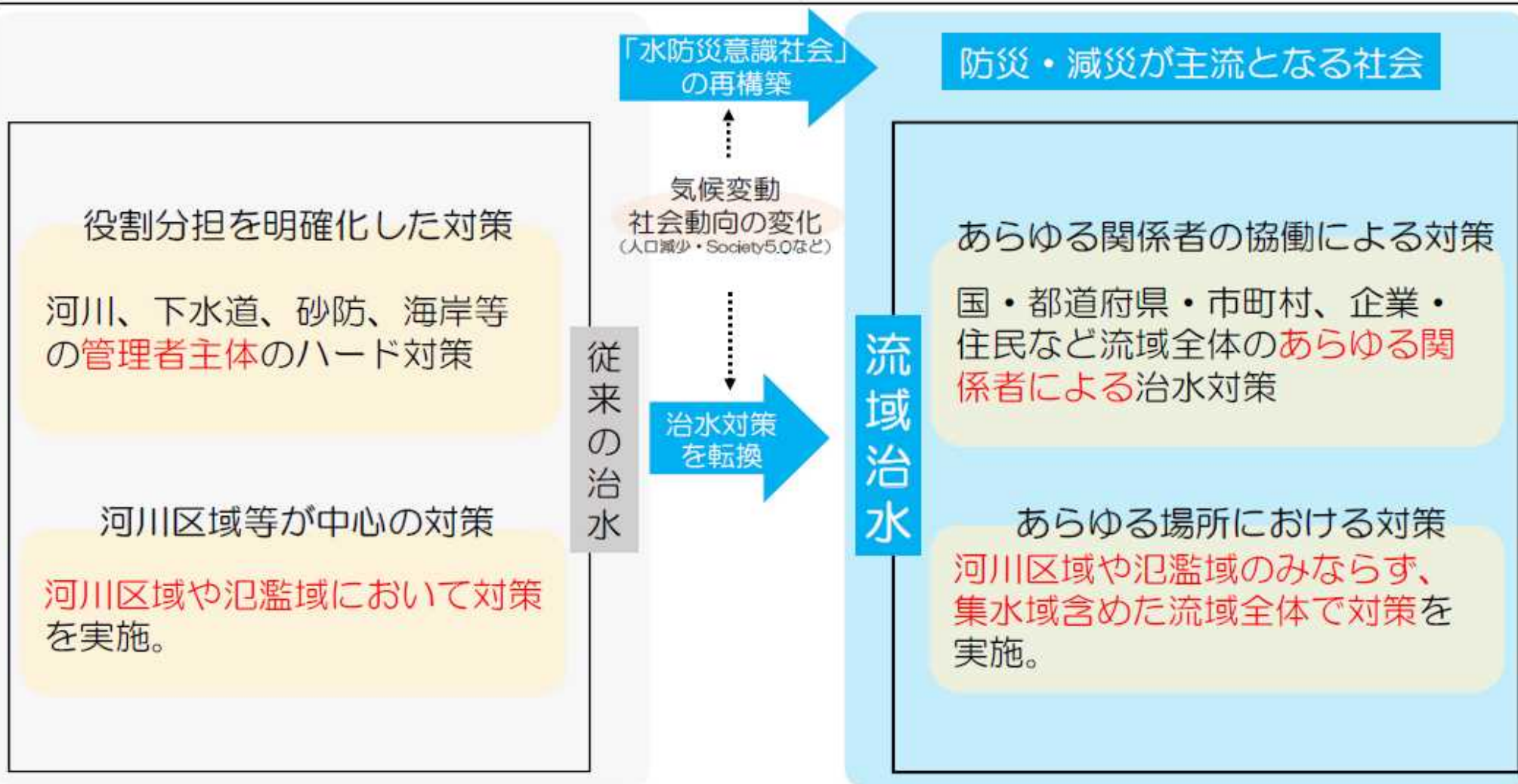
協議会名	対象市町村	河川名
<u>紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会</u>	和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市	紀の川（国）、 <u>貴志川（国・県）、和田川、<u>亀の川、日方川、加茂川</u></u>
紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会	橋本市、かつらぎ町、九度山町	紀の川、橋本川
有田地域における大規模氾濫減災協議会	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	有田川、山田川、広川
日高地域における大規模氾濫減災協議会	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	日高川、印南川、切目川、南部川
西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会	田辺市、白浜町、上富田町	芳養川、左会津川、富田川、日置川
東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会	すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	古座川、周参見川、太田川、那智川
熊野川減災協議会	田辺市、新宮市、北山村	熊野川（国・県）、佐野川



# 流域治水について

## 「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



## 「流域治水」の考え方

○河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、を総合的かつ多層的に取り組む。



- ①【氾濫をできるだけ防ぐための対策】  
氾濫を防ぐ堤防等の治水施設や流域の貯留施設等整備
- ②【被害対象を減少させるための対策】  
氾濫した場合を想定して、被害を回避するためのまちづくりや住まい方の工夫等
- ③【被害の軽減・早期復旧・復興のための対策】  
氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

※国土交通省HPより抜粋



# 「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

## ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
 [国・市、企業、住民]  
 雨水貯留浸透施設の整備、  
 ため池等の治水利用

**流水の貯留** 河川区域  
 [国・県・市・利水者]  
 治水ダム等の建設・再生、  
 利水ダム等において貯留水を  
 事前に放流し洪水調節に活用  
 [国・県・市]  
 土地利用と一体となった遊水  
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の  
維持・向上**  
 [国・県・市]  
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、  
 雨水排水施設等の整備

**氾濫水を減らす**  
 [国・県]  
 「粘り強い堤防」を目指した  
 堤防強化等

## ②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導/  
住まい方の工夫**  
 [国・市、企業、住民]  
 土地利用規制、誘導、移転促進、  
 不動産取引時の水害リスク情報提供、  
 金融による誘導の検討

**氾濫域**  
**浸水範囲を減らす**  
 [国・県・市]  
 二線堤の整備、  
 自然堤防の保全



## ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
 [国・県]  
 水害リスク情報の空白地帯解消、  
 多段型水害リスク情報を発信

**避難体制を強化する**  
 [国・県・市]  
 長期予測の技術開発、  
 リアルタイム浸水・決壊把握

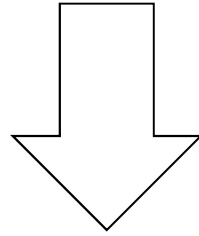
**経済被害の最小化**  
 [企業、住民]  
 工場や建築物の浸水対策、  
 BCPの策定

**住まい方の工夫**  
 [企業、住民]  
 不動産取引時の水害リスク情報  
 提供、金融商品を通じた浸水対  
 策の促進

**被災自治体の支援体制充実**  
 [国・企業]  
 官民連携によるTEC-FORCEの  
 体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
 [国・県・市等]  
 排水門等の整備、排水強化

※国土交通省HPより抜粋



令和3年1月27日 亀の川、日方川、加茂川  
流域治水協議会 設立

# 大規模氾濫減災協議会の 新たな枠組みについて

# 県内の新しい枠組み（予定）

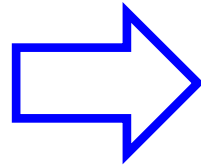
協議会名	対象市町村	河川名
紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（事務局：国）	和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市	紀の川（国）、貴志川（国・県）、和田川、 <del>亀の川、日方川、加茂川</del> ※2
紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（事務局：国）	橋本市、かつらぎ町、九度山町	紀の川（国）、橋本川
海草地域における大規模氾濫減災協議会 ※1	和歌山市、海南市	亀の川、日方川、加茂川
有田地域等における大規模氾濫減災協議会	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	有田川、山田川、広川
日高地域等における大規模氾濫減災協議会	御坊市、田辺市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	日高川、印南川、切目川、南部川
西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町	芳養川、左会津川、富田川、日置川
東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会	新宮市、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	古座川、周参見川、太田川、那智川、佐野川
熊野川減災協議会（事務局：国等）	田辺市、新宮市、北山村	熊野川（国・県）、市田川（国）、 <del>佐野川、荒本川</del> ※2

※1：「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」の規約変更後の名称

※2：別途、「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」および「熊野川減災協議会」において、承認が必要

# 県内の新たな枠組み（予定）

平成29年度時点



新たな枠組み

